

埼労発基0903第5号
令和2年9月3日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、じん肺法（昭和35年法律第30号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、各種健康診断やストレスチェックを実施した場合に、作成・保存することとしている健康診断結果の個人票及び労働基準監督署長に提出することとしている健康診断結果等の報告書について、その電子化や電子申請の促進の観点から、これらの様式中、医師、歯科医師又は産業医の押印、署名及び電子署名を不要とするため、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和42年労働省令第28号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）について、所要の改正が行なわれることとなりました。

これらにつきましては、令和2年8月28日から施行されております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨をご理解いただき、傘下会員等に対して、改正の内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。